

# 横浜川崎国際港湾株式会社 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、横浜川崎国際港湾株式会社と称する。英文では Yokohama Kawasaki International Port Corporation と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当社は、本店を横浜市に置く。

(目的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 コンテナターミナル施設及び関連施設の建設、賃貸、管理及び運営
- 2 港湾施設の設計、施工、監理及び管理運営
- 3 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施
- 4 各種イベント、展示会の企画及び開催
- 5 港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための調査・研究等
- 6 物流施設、事務所、会議室等の施設の賃貸及び管理運営
- 7 環境にやさしいみなとづくりのための自然環境の保全及び改善に関する事業
- 8 駐車場施設の建設、賃貸、管理及び運営
- 9 前各号の附帯又は関連する一切の事業

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の発行する株式を譲渡により取得することについて、株主又は株式取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主割当てによる募集株式の発行)

第 10 条 株主は株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第 199 条第 1 項各号に掲げる募集事項及び会社法第 202 条第 1 項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。

(株式取得規則)

第 11 条 当社の株式名簿への記載又は記録、株主のなすべき届出その他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長になる。取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会の招集手続)

第 15 条 株主総会の招集通知は、会日の 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して発する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集の手続きを経ないで株主総会を開催することができる。

(株主総会の決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに当会社に対しその代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

## 第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

(業務執行)

第 23 条 社長は、当会社の業務を統轄し、他の取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順位に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役の責任免除)

第 24 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。以下、本条において同じ。）との間に、取締役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、予め定めた金額又は法令の定める限度額のいずれか高い額を限度に限定する契約を締結することができる。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

## 第 5 章 取締役会

(取締役会の招集権者及び議長)

第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 28 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 29 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 決議に特別な利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第 30 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限

る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 31 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第 32 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

## 第 6 章 監査役

(監査役の員数)

第 33 条 当会社の監査役は、3 名以内とする。

(監査役の選任)

第 34 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 36 条 監査役の互選によって常勤監査役を定めることができる。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第 38 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、監査役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、当該監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、予め定めた金額又は法令に定める限度額のいずれか高い額を

限度に限定する契約を締結することができる。

## 第7章 会計監査人

(会計監査人の員数)

第39条 当会社の会計監査人は、2名以内とする。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

## 第8章 計算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第44条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の未払配当金には利息を付けない。

## 第9章 法令の準拠

(法令の準拠)

第 46 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

## 第 10 章 附 則

(設立の際に発行する株式の数)

第 47 条 当会社の設立時発行株式の数は 9,010 株、その発行価額は 1 株につき金 5 万円とする。

(最初の事業年度)

第 48 条 当会社の最初の事業年度は、第 43 条の規定に関わらず、当会社成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。